

令和 7 年 9 月 10 日

第 9 回

議 事 錄

小国町農業委員会

令和7年第9回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年9月10日（水）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室～209号室

3. 出席委員（農業委員8名 計7名）

| | |
|---------|-----------|
| 会長 | 石松 雄平 |
| 会長職務代理者 | 1番 穴井 英雄 |
| 委員 | 2番 欠席 |
| | 3番 穴井 幸子 |
| | 4番 松野 英一 |
| | 5番 時松 達也 |
| | 6番 飯沼 由彦 |
| | 7番 時松 浩一郎 |

農地利用最適化推進委員 西里地区 佐藤 三代司・佐藤 義昭

4. 欠席委員

田代 カズヨ 農業委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号番号1 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

第5 議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 穴井 徹

事務局職員（係長） 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和7年第9回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、3番 穴井幸子委員、6番 飯沼由彦委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。令和7年9月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第1号 番号1です。農地の所在は、西里字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。合計面積は、593 m²です。権利種別は、3条無償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、効率的に農業経営をするためです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請の写しです。下段の方に自己所有の農地と隣接するための交換と効率的な農地の利用をするためと記載されています。2ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が1,954 m²です。借入地はありません。3ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄

に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。4 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5 ページの 6 番に周辺地域との関係の記載があります。6 ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。7 ページが航空写真の位置図、赤い箇所は今回の申請地です。隣接地の白い囲みは後ほど説明します。8 ページに現地立会時の写真、9 ページが確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。補足として、今回は先ほど 7 ページの白い囲みの農地と申請地の赤い囲みの農地の交換です。集約するための案件となります。説明は以上です。

- 議長　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松野農業委員から報告をお願いします。
- 4 番　　この案件については、9月3日に私と佐藤三代司推進委員、佐藤義昭推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、管理がされている農地でした。今後は、譲り受け手の方が耕作及び管理をすることです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。
- 議長　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 1 番　　なぜ交換が必要ですか。
- 係長　　赤い囲みの申請地の所有者は、白い囲みの農地の北側隣接地を所有しています。また、白い囲みの農地の所有者は、赤い囲みの申請地の南側隣接地を所有しています。自己所有農地と隣接する農地を効率的に耕作するために交換が必要になりました。
- 3 番　　今まで申請者たちは、お互い間を飛ばして耕作していたのでしょうか。
- 係長　　すでに隣接の農地を耕作、管理しています。

- 3 番 白い囲みと赤い囲みの面積に差がありますが、交換として申請者たちは納得していますか。
- 係 長 申請書に交換と記載がありますが、無償移転になります。交換が成り立つかについては、当事者で確認していただく必要があります。
- 5 番 白い囲みの所有者は、現在誰かに貸したりしていますか。
- 係 長 現在、維持管理されています。草刈りしたりしていつでも農地として耕作できるように管理されています。
- 議 長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛 成 多 数)

- 議 長 賛成多数ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定します。
- 議 長 日程第3 議案第1号 番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 係 長 同じく議案書の1ページを開いてください。議案第1号 番号2です。農地の所在は、西里字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、合計面積は、391 m²です。権利種別は、3条無償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、効率的に農業経営をするためです。
詳細は、タブレット端末の資料1の10ページからです。10ページが許可申請の写しです。当事者の譲り渡す者、譲り受ける者が先ほどの番号1に入れ替わったような状態です。11ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が7,649 m²、畑が535 m²です。借入地はありません。12ページに作付け予定の作物と面積、本人曰く水稻を作るということで田のところに面積が追加されています。その下の欄に農機具等の保有状況農業に従事する者の

数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。13 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。14 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。15 ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。16 ページが航空写真の位置図、赤い囲みの農地です。17 ページに現地立会時の写真、18 ページが確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。補足として、町外に在住していますが、譲受人が維持管理してきたようでいつでも農地として耕作できるような状態です。説明は以上です。

- 議長　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松野農業委員から報告をお願いします。
- 4 番　　この案件も番号 1 と同じく、9 月 3 日に私と佐藤三代司推進委員、佐藤義昭推進委員、事務局で現地を確認しました。番号 1 の隣接地で、管理がされている農地でした。今後は、譲り受け手の方が耕作及び管理をすることです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。
- 議長　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 4 番　　今後は、水稻を作付けする予定のようですが、本人が耕作されますか。若しくは、誰かに貸すのですか。
- 係長　　本人が耕作される予定です。
- 7 番　　譲受人は、本当に管理できるでしょうか。
- 係長　　今のところは、本人が耕作することを信じるしかないです。
- 1 番　　補助金の対象に該当していますか。
- 係長　　該当しています。

議長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定します。

議長 日程第4 議案第2号 番号4「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。この議題に関しましては、当事者である○○委員には、一時退室をお願いいたします。

(○○委員 退室)

係長 議案第2号の番号4のみ先に審議させていただきます。議案書の4ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和7年9月10日提出。小国町農業委員会会長 石松雄平 代読です

議案第2号 番号4です。農地の所在は、大字西里字○○の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に畠。面積は、1,114 m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、普通畠、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。説明は以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは、採決いたします。議案第2号 番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号 番号4は原案のとおり決定します。

※決定後波多野が〇〇委員を呼びに行く
(〇〇委員 入場)

議長 日程第4 議案第2号 番号4以外の番号1から番号5「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の3ページになります。議案第2号番号1です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、2筆共に田。面積は、合計1,658m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号2です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、2筆共に田。面積は、合計2,773m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

番号3です。農地の所在は、大字上田字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、1,571m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は14年の使用貸借です。使用貸借のため賃借料は無償です。

議案書の4ページになります。番号5です。農地の所在は、大字黒渕字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、字〇〇の7筆です。地目は、字〇〇と字〇〇、登記簿、現況、共に畠、他5筆、登記簿、現況、共に田。面積は、合計7,882m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、普通畠、期間は10年の使用貸借です。こちらは、農業者年金制度に関係する貸し借りです。

補足としては、法律改正後の利用権設定であるため内容が全て新規となってますが、実質は期間の更新です。説明は以上です。

- 議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 6番 番号1と2の賃借料は反当りで間違いないですか。
- 係長 物納の場合は、反当りではなく一年間の物納の量です。
- 1番 番号3の賃借期間は、14年ですが、最大は何年ですか。
- 係長 民法における貸借期間は、50年以内であれば可能です。これまでの案件ですと20年が最長でした。
- 議長 それでは、採決いたします。議案第2号 番号4以外の番号1から番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

- 議長 賛成多数ですので、議案第2号 番号1から番号5は原案のとおり決定します。
- 議長 日程第5 議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 係長 議案書の5ページになります。議案第3号です。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明します。法令遵守の申し合わせ決議の経緯につきましては、今年度、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生しています。このことから熊本県農業会議から改めて法令遵守の意識を高めてくださるように法令遵守の申し合わせ決議をおこなうよう依頼がありました。議案の内容を読みます。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんの

こと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和7年9月10日小国町農業委員会。説明は以上です

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 以上をもちまして、小国町農業委員会第9回総会を閉会致します。

令和7年第9回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

3 番

6 番